

国際共同研究・国際インターンシップ派遣に関する規約
長期海外派遣についての補足

1. 補足の概要

国際共同研究・国際インターンシップ派遣に関する規則（以下 海外渡航派遣規則）が対象とする海外派遣は、1~2 週程度が基準である。この補足では、2 カ月～6 カ月程度の海外共同研究および海外インターンシップによる海外派遣について、実施の詳細を示す。ここに、記述していない基本的な手続き等は、海外渡航派遣規則に従う。

2. 応募資格と派遣の条件

- (1) 海外共同研究の場合は、海外拠点との継続的な共同研究において、長期海外派遣により、その共同研究が大きく推進することが期待できる。
- (2) 海外インターンシップの場合は、海外経験に対して高い意欲があり、長期海外派遣により、海外における研究実施能力が大きく向上することが期待できる。
- (3) 海外インターンシップの場合は、帰国後の報告により工学コンピテンシーⅡの単位として認定される。
- (4) 「最先端融合科学イノベーション教育研究コンソーシアム」に所属するもの（博士学生および PD）が対象で、国際会議において自ら発表することは条件としない。
- (5) 指導教員の理解、協力、許可が得られること。

3. 長期派遣の公募・審査のスケジュール

年1回とする。

4月5日公募開始、7月4日公募締め切り、7月中旬に書類選考結果、その後インタビューにより最終的に決定する予定です。

4. 支給額

- (1) 1人あたりの旅費支援は派遣期間、受け入れ先の条件（宿舎等）を考慮するが、原則 100 万円を上限とする。上限を超える申請については、申請内容を精査し、特別な事情を勘案して決定する。他のプロジェクト等による追加支援を行うことはできない。
- (2) 宿泊費、日当を支給する。ただし、宿泊費は実費相当額とし、日当は派遣期間に応じ、30 日までは 3,000 円とし、30 日を超える分については 1,500 円とする。

5. 海外派遣期間

- (1) 長期海外派遣の場合、2~6 カ月程度が標準である。

6. 提出書類と提出先

提出先は GMSI プログラム事務局とする。

(1) 申請段階

- 1) 海外渡航派遣規則による海外渡航派遣申請書を使用する。
- 2) 海外共同研究の場合、共同研究の実施計画（A4 で 2 枚程度）、受け入れ先の受け入れ条件を示

す文書を添付すること。

3) 海外インターンシップの場合、海外派遣の希望先の順位を付けて3カ所以上記述する（指定の希望先がある場合には必須ではない）。また、海外経験に対して高い意欲があり、長期海外派遣により、海外における研究実施能力が大きく向上することが期待できることに対する説明（A4で2枚程度）を添付すること。

4) 申請時点では、航空券などの手配は行う必要はない。

(2) 書類選考およびインタビュー

5) 書類選考後、インタビューを行い、最終的に海外派遣候補者を決定する。

6) 海外インターンシップの場合、インタビュー後に希望する派遣先との調整を行い、最終的な派遣先を決定する。

(3) 海外派遣中

7) 渡航後すぐ、その後は2週間ごとに、指導教員を通して状況の報告を行う。

(4) 報告書作成時

8) 電子ファイルとハードコピー（以下の内容を含みA4で2ページ程度、書式は別途指定）。

- ・ 海外共同研究の場合は、共同研究全体の概要、成果。
- ・ 海外インターンシップの場合は、海外インターンシップの概要、成果。
- ・ その他、海外派遣の成果に関して、特筆すべきことがあれば。

以上